



島根県報

平成16年 6 月24日 (木)
号外 第 81 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

選管告示

| | |
|-------------------------------------|---|
| 参議院島根県選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額 | 1 |
| 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数 | 1 |

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第29号

平成16年 7 月11日行う参議院島根県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

平成16年 6 月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

制限額 31,626,600円

島根県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成16年 6 月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,195 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 168,289 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 八束第一選挙区 | 6,670 |
| 八束第二選挙区 | 5,592 |
| 八束第三選挙区 | 4,285 |
| 能義選挙区 | 4,020 |
| 仁多選挙区 | 4,512 |
| 大原選挙区 | 8,598 |
| 飯石選挙区 | 5,827 |
| 簸川第一選挙区 | 7,315 |

| | |
|--|---------|
| 簸川第二選挙区 | 3,937 |
| 簸川第三選挙区 | 4,446 |
| 邑智選挙区 | 7,886 |
| 那賀選挙区 | 4,994 |
| 鹿足選挙区 | 4,896 |
| 隠岐選挙区 | 6,777 |
| 松江選挙区 | 39,282 |
| 浜田選挙区 | 12,266 |
| 出雲選挙区 | 23,014 |
| 益田・美濃選挙区 | 14,446 |
| 大田・邇摩選挙区 | 11,665 |
| 安来選挙区 | 8,265 |
| 江津選挙区 | 6,702 |
| 平田選挙区 | 7,857 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 168,289 |